

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和3年5月20日午前9時00分琴平町役場三階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員			
8	宮崎 知純	10	大場 重信	2	都村 尚志
4	山田 悟	11	山本 重憲		
1	大森 薫之	12	宮脇 久雄		
3	西島 好弘				
5	宮武 悟				
6	神餘 哲夫				
7	松浦 修				
9	森本 初美				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農地法第5条許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について  
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は3番の西島委員と、5番の宮武委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局           お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、柳の鼻集会所から東へ約30m進んだ農地です。この農地は譲受人の田に隣接しており、地籍調査を実施した際に譲渡人との自作地相互の交換を行うこととなり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長            議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員       事務局から説明があったとおりです。地籍調査の実施により、譲渡人、譲受人の双方の同意により自作地相互の交換を行うこととなりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長            議案第1号について   ご質問、ご意見はございませんか。

会長            議案第1号について   ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長            それでは、議案第1号 農地法第3条許可について挙手をお願いします。

会長            全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長            **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局        議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局        お手元の議案書5ページをご覧ください。  
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。  
場所につきましては、琴平町下榎梨会館から北西に180m、町道上川原線と町道上川原2号線の交差から西に約100mに位置したところになります。平成25年7月に今回の譲渡人の父とその孫が譲受人となる農地法第5条許可を受けていましたが、転用計画が中止となっていました。

農地はそのままの状態で譲受人が相続し、今回、新たに娘婿である譲受人が分家住宅の計画をすることとなりました。前回の5条申請の許可取消願も提出されており、水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりでございます。平成25年当時、今回の譲渡人と孫が転用申請の許可を受け、計画を実施する予定でありましたが、諸事情により中止となり、農地もそのままとなっていました。今回、譲渡人の長女が町外の借家で家族5人生活しており、子供の成長により手狭となってきたため、新居の計画をしている中で、申請地が転用未実施であることが分かり、新たに娘婿である譲受人による申請となっています。

会長 議案第2号 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 議お手元の議案書6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～11について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について**、事務局より説明お願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回は、6月21日（月）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。